

# 令和3年第6回五所川原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年5月11日（火） 午前10時

2 開催場所 五所川原市役所2階BC会議室

3 出席委員 18名

会 長

20番 森 義博

会長職務代理者

19番 小山内 清人

委 員

1番 金谷 広大

2番 乗田 栄一

3番 外崎 高逸

4番 石岡 雅樹

5番 小林 達英

7番 佐藤 善一

8番 石岡 清一

10番 工藤 昇

11番 佐藤 敬道

12番 阿部 喜代志

13番 小笠原 進

14番 相馬 孝雄

15番 柳原 一夫

16番 白戸 裕丈

17番 中谷 徳善

18番 小野 列子

欠席委員 2名

6番 秋谷 諭

9番 一戸 孝志

4 次 第

(1) 開会

(2) 会長挨拶

(3) 議長選出

(4) 議事録署名者の指名及び書記任命

(5) 業務報告

(9) 議 事

- 議案第 5 5 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について  
議案第 5 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見に  
ついて  
議案第 5 7 号 農地転用事業計画変更の承認に係る意見について  
議案第 5 8 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に係る決定に  
ついて  
報告第 8 号 農用地利用配分計画の認可について  
報告第 9 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について

5 その他

6 閉 会

7 参 与

農業員会事務局

局長	浅利 寿夫
次長	川口 均
農地係長	斎藤 和広
農政係長	工藤 知徳

農業委員会金木支所

支所長	秋村 正紀
-----	-------

農業委員会市浦支所

主幹	山上 義美
----	-------

農林水産課

主任	山田 竜太郎
----	--------

(開会時刻 午前 10 時)

司 会 それでは、ただ今から令和 3 年第 6 回総会を開会いたします。

はじめに、森会長より挨拶をお願いします。

会 長 (あいさつ)

司 会 次に、議長選出ですが、総会規則により、森会長に議長をお願いします。

森会長、よろしくをお願いします。

会 長 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間、議長を務めますので、議事進行につきまして、ご協力をお願い致します。

まず、本委員会の在籍委員数は 20 名であります。本日の出席委員数は 18 名であり、定足数に達しており、会議が成立いたしました。

まず、次第 4 「議事録署名者の指名及び書記の指名」を行います。

五所川原市農業委員会会議規則第 26 条に規定する署名者の指名ですが、私から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がありましたので、それでは私から指名させていただきます。

議事録署名者には、5 番 小林達英委員、7 番 佐藤善一委員のご両名を指名いたします。

また、書記には工藤農政係長を任命いたします。

なお、参与として、浅利事務局長、川口次長、斎藤農地係長、秋村金木支所長、山上主幹、農林水産課の山田主任

議長 をお願いいたします。  
次に、次第5、業務報告を参与から報告していただきます。

参与 令和3年4月27日午前9時から、市役所2階会議室においてあっせん委員会を、佐藤伸一推進委員と事務局であっせんにあたりました。

3条有償移転事業2件、農業支援センター事業6件を適正に処理したことを報告いたします。

令和3年5月7日午前9時から、工藤委員、白戸委員で五所川原地区の5条転用2件の現地調査を行いました。

議長 ご報告ありがとうございます。  
それでは、本日の議案に入らせていただきます。  
議案第55号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。  
参与より説明をお願いします。

参与 1ページをご覧ください。  
議案第55号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。  
農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものであります。  
申請件数は、有償所有権移転10件、無償所有権移転2件です。  
2ページをご覧ください。

1番 大字稲実字開野、畑2筆、田8筆、合計11,608㎡  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
農業委員会あっせん総額3,000,000円の有償移転です。

2番 金木町菅原、田4筆、合計11,660㎡  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

参 与 農業委員会あっせん総額 4,197,500 円の有償移転です。

3 番 金木町菅原、田 1 筆、132 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額 500 円の有償移転です。

4 番 金木町川倉林下、畑 2 筆、合計 689 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額 140,000 円の有償移転です。

5 番 字幾世森、田 2 筆、合計 6,062 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額 600,000 円の有償移転です。

6 番 大字沖飯詰字男鹿、田 1 筆、200 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額 40,000 円の有償移転です。

7 番 金木町蒔田米崎、田 8 筆 合計 10,831 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額 3,250,000 円の有償移転です。

8 番 大字姥菴字菖蒲、田 3 筆 合計 4,336 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額 1,000,000 円の有償移転です。

9 番 大字小曲字豊成、田 1 筆 298 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額 10,000 円の有償移転です。

10 番 大字毘沙門字下熊石、田 2 筆 合計 3,820 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

参 与 総額 191,000 円の有償移転です。

1 1 番 金木町芦野ほか、畑 2 筆、田 2 筆 合計 1 8, 9 1 6 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
親から子へ贈与による無償所有権移転です。

1 2 番 大字高瀬字一本柳、田 5 筆 合計 1, 7 9 1 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
贈与による無償所有権移転です。

以上、皆様のお手元にお配りしています調査書のとおり、  
農地法第 3 条第 2 項の不許可要件に該当せず全て許可相  
当であると判断されます。

議 長 議案第 5 5 号についての説明が終わりました。  
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (質 問)  
参 与 (回 答)

議 長 他にございませんか。  
委 員 (質問なし)

議 長 ご質問がないようですので、議案第 5 5 号について原案  
のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 5 5 号について原案  
のとおり許可することに決定いたします。

つづきまして、議案第 5 6 号「農地法第 5 条第 1 項の規  
定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とい  
たします。

参与より説明をお願いします。

参 与

9 ページをご覧ください。

議案第 5 6 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地  
転用許可に係る意見について

農地法施行令第 1 0 条第 1 項の規定により、別紙のとおり  
許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため  
意見を求めるものであります。

申請件数は、賃貸借権設定 1 件、所有権移転 1 件です。

1 0 ページをご覧ください。

1 番 大字七ツ館字鶴ヶ沼、畑 2 筆、合計 3 3 2 m<sup>2</sup>

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用理由は住宅の建築です。

申請地は、五所川原市役所から南東へ約 4.1 k m に位置  
し、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域に近  
接する区域内にある農地で、周りを宅地や雑種地に囲まれ、  
その規模が 10ha 未満であるため第 2 種農地と判断されます。

申請人は現在、父所有の住宅に同居しているが、結婚を  
機に手狭となり、住宅を建築する土地を探していたが、現  
在、居宅の西側に隣接する、父所有の土地を譲り受け住宅  
を新築するため今回の申請に至った。北側は宅地、東は市  
道、西・南側は農地に囲まれ、西・南側には L 型擁壁を設  
置し、土砂の流出を防ぐ。土地利用については、計画図よ  
り申請地を有効に利用できるものと判断され、資力・信用  
についても問題なく、遅滞なく事業に供するものと思われ、  
転用にあたり許可相当であると判断されます。

2 番 大字漆川字袖掛、田 1 筆、2, 0 3 0 m<sup>2</sup>

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用理由は社員駐車場及び資材置場です。

申請地は、五所川原市役所から東へ約 1km に位置し、都  
市計画法に規定する用途地域が定められている第一種住居

専用地域にある農地であるため、第3種農地と判断され、用途区域内であるため転用が可能な農地です。

申請人は、電気工事業を営んでおり、現在使用している資材置場が手狭となり、希望の土地を探したところ会社から近く防犯面でも都合が良いため、今回の申請に至った。北側、南側は宅地、東側は従業員の駐車場に面しており西側は農地で土砂等の流出を防ぐ為、L型擁壁を施し被害を及ぼすことのない様に努め土砂の流出の影響はない。雨水は自然浸透させ、土地利用についても、計画図より申請地を有効に利用できるものと判断され、資力・信用についても問題なく、遅滞なく事業に供するものと思われ、転用にあたり許可相当であると判断されます。

申請地の位置については、11ページをご覧ください。

議長 議案第56号についての説明が終わりました。  
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (質問なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第56号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第56号について原案のとおり可決し、許可相当の意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。

つづきまして、議案第57号「農地転用事業計画変更の承認に係る意見について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 12ページをご覧下さい。  
議案第57号、農地転用事業計画変更の承認に係る意

参 与 見について

農地法第5条第1項の規定によって許可した転用事業について、下記のとおり当事者より事業計画変更承認申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

申請件数は1件です。

13ページをご覧ください。

1 番 農地の所在は、大字漆川字袖掛、田2筆、合計485㎡、申請人は記載のとおりです。当初の転用許可は、令和3年3月10日、目的は社員駐車場の設置です。

変更の目的は、駐車場の形状変更です。

事業変更理由は、隣接農地所有者の折り合いがついたので当初の社員駐車場の形状を変更し、資材置場へ行くための通路として計画を変更し、周囲に及ぼす影響は変更前と同程度と認められ、軽微な変更であり許可相当であると判断されます。

変更の図面については14ページをご覧ください。

議 長 議案第57号についての説明が終わりました。  
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (質問なし)

議 長 ご質問がないようですので、議案第57号について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第57号について原案のとおり可決し、許可相当の意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。

つづきまして、議案第58号「農業経営基盤強化促進

議長 法第18条第1項の規定に係る決定について」を議題といたします。  
参与より説明をお願いします。

参与 15ページをご覧ください。  
議案第58号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について  
五所川原市長から農用地利用集積計画作成のため協議があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。  
件数は、利用権設定31件、所有権移転8件です。  
16ページ、番号1番から32ページ31番までの利用権設定31件については皆様のお手元にお配りしてあります農業経営基盤強化促進法第18条の調査書のとおり許可要件を満たしております。  
33ページ、番号1番から36ページ8番までの所有権移転8件につきましては、すべてあっせん委員会による「あおもり農業支援センター」農地中間管理事業によるものです。

議長 議案第58号についての説明が終わりました。  
閲覧時間を5分とりますので、閲覧をお願いいたします。

委員 (5分間閲覧)

議長 それでは時間となりましたので、議案第58号について審議いたします。  
所有権移転2番以外について審議いたします。  
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (質問なし)

議 長           ご質問がないようですので、所有権移転2番以外について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員           (異議なし)

議 長           ご異議がないようですので、所有権移転2番以外について原案のとおり決定いたします。

議 長           所有権移転2番について審議いたします。「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与の制限」となりますので、19番 小山内職務代理者には退席をお願いいたします。

小山内職務代理者   (退 席)

議 長           ご質問がある方はお願いいたします。

委 員           (質問なし)

議 長           ご質問がないようですので、所有権移転2番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員           (異議なし)

議 長           ご異議がないようですので、所有権移転2番について原案のとおり決定いたします。

19番 小山内職務代理者は着席をお願いいたします。

議 長           以上、議案55号から議案第58号まで全ての審議が終了いたしました。

報告第8号・9号につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

事務局から何か報告等ございませんか。

事務局 (報告)

議長 以上をもちまして、本日の会議の全てを終了いたします。  
慎重なご審議ありがとうございました。

(閉会時刻 午前10時30分)

以上、会議の顛末を記録し、事実相違ないことを証するため署名する。

(森 義博)

会 長

---

(小林 達英)

5 番委員

---

(佐藤 善一)

7 番委員

---